

第 2 3 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 3 1 年 2 月 1 3 日 (水) 大阪合同庁舎第 2 号館 5 階 共用会議室 J	
委員 (敬称略)	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 段林 和江 弁護士 委員 川端 郁雄 税理士	
審査対象期間	平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 9 月 3 0 日契約締結分	
抽出案件	4 件 内 訳 (公共工事) ・ 随意契約案件 1 件 (物品・役務) ・ 競争入札案件 2 件 うち、契約金額が 5 0 0 万円以上の案件 2 件 ・ 随意契約案件 1 件 新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	
報告案件	0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	4 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」

【第 2 1 回 (前々回) 審議案件 1】 競争入札・低入札案件

「泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事」のその後の経過

意見・質問	回 答
前回審議時に保留とした泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事について、その後の経過等について、説明を行なってください。	当解体工事につきましては、平成 2 9 年 9 月 4 に契約を締結しましたが、工事を中断したことから、年度内の工事完了は不可能と判断し、出来高で精算したものです。 その後、平成 3 0 年 6 月 1 0 日に近隣住民に対して説明会を実施しましたが、その中で住民の方から 3 点の要望を受けました。 1 点目については、残工事の着工は近隣住民が納得する

	<p>まで認めないというものです。</p> <p>2点目については、工事現場の環境整備をしてほしいとのことでした。この件については、7月17日付で工事契約を締結し、7月25日から7月31日までの一週間で工事を完了しております。</p> <p>3点目については、残工事再開にあたって、予算がかかっても振動が起こらない方法で施工してほしい。また、このまま工事中止も検討してほしいとの内容でした。</p> <p>今後の方針について、大阪府と協議調整を行っている状況です。</p>
<p>施工業者との契約は解除しているのですか。</p>	<p>平成30年3月で解除しています。</p>
<p>引き続き、今後の監視委員会で経過説明をお願いいたします。</p>	<p>承知しました。</p>
<p>【審議案件1】 随意契約・最高額案件 あいらん労働公共職業安定所仮庁舎建設工事</p> <p>【審議案件2】 随意契約案件 あいらん労働公共職業安定所仮庁舎建設予定地（南海電気鉄道株式会社高架下区画）にかかる一時使用契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>あいらん公共職業安定所仮庁舎建設に至る経過については、平成20年度に耐震調査を実施した結果、震度6から7で倒壊または崩壊する危険性が高く、大規模な耐震補強が必要であるとの結論が示され、耐震工事に向けた協議を国・大阪府・大阪市と行ってきましたが、病院や住宅といった大阪市関連施設を別地に移転させるとの方針が打ち出されたことから、現在、労働局はあいらん地域のまちづくり会議及び労働施設検討会議に参画し、労働施設のありかた、仮移転・本移転機能、規模等について有識者・民間委員と議論を行っております。</p> <p>あいらん労働所仮庁舎移転に係る経過については、仮移転周辺用地情報を共有し、移転の可能性について労働施設検討会議で検討し、最終的には「あいらん地域であること」「現センター近郊であること」「近隣にある公園をつぶさないこと」等の意見があり、南海電気鉄道株式会社高架下しか仮移転先がない状況であり、平成28年7月26日「第5回あいらん地域まちづくり会議」において、利用者の安全・安心が最優先とし、仮移転先を南海電気鉄道株式会社</p>

	<p>高架下に決定することといたしました。</p> <p>予定価格につきましては、建設工事に係る設計の際に工事経費の積算を行い、その直接工事費から国土交通省の公共建築工事共通費積算基準に基づき積算しました。</p> <p>契約の方法につきましては、鉄道高架下にかかる工事であることから、信頼性および工事スケジュールなどを総合的に勘案し、南海辰村建設株式会社が施工することを条件に承諾する旨の申し出が建設地の所有者である南海電気鉄道株式会社からあったことから、「契約の性質または目的が競争を許さない場合」として、同社のみから見積書を徴し、随意契約として契約を締結しております。</p> <p>続きまして、案件2、あいりん労働公共職業安定所仮庁舎建設予定地にかかる一時使用契約についてですが、仮庁舎移転工事を平成30年9月1日から着工するにあたり、土地使用料が発生することから、土地所有者である南海電気鉄道株式会社と土地使用に係る契約を締結したものであります。</p> <p>予定価格の積算方法については、建設予定地の路線価、公租公課等をもとに積算しております。9月1日から建設工事を行うため、同日から一時使用契約を締結しております。</p> <p>契約方法につきましては、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または特質のものであることから貸主と賃貸借料について協議を行った結果、予定価格の範囲であったことから、会計法第29条の3第4項により、随意契約を締結したものであります。</p>
<p>高架下のお店が支払っている賃料を参考にするなど、賃貸借料を計算する他の方法はなかったのですか。</p>	<p>なかなか賃料というのが、公になっている部分が少なく、参考になるものがなかったのが実情です。そこで今回は路線価や公租公課から賃料の計算を行いました。</p>

<p>【審議案件3】競争入札・500万円以上案件 高齢者スキルアップ・就職促進事業</p> <p>【審議案件4】競争入札・500万円以上・低入札案件 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業</p>	
意見・質問	回 答
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>案件3は、高齢者に対する就職支援事業の委託です。事業内容は55歳以上の就職を希望する高齢者に対して、技能講習、職場体験、就職説明会といった方法を用いた就職支援を実施するものです。本件は、入札参加業者の事務遂行能力等を判定するため、総合評価落札方式による調達を実施しました。</p> <p>予定価格は、本省が全国の講習開始者数によって積算した予定価格に基づき、当局における講習開始人数で再積算した額を予定価格としました。なお、本件は算出した予定価格が1千万円を超えたので、低入札価格調査基準額を設定しました。</p> <p>参加資格は、調達内容が事業の委託であることから、資格の種類については「役務の提供等」としました。また、予定価格に該当する等級は「A」となるため、当該等級を参加資格としました。なお、より多くの応募者を募るため、下位の2等級「B」と「C」を参加資格として加えました。</p> <p>応募状況は、入札参加業者は4者であり、内1者は技術点評価において、必須項目で基準点に満たなかったため不合格と判定されました。残る3者全てが予定価格内の入札金額となっていましたので、各事業者の価格点を計算し、その価格点と先の技術点とを合計した総合評価点を比較し、いちばん高得点となった事業者を落札業者としました。</p> <p>続きまして、案件4は、介護事業における雇用管理改善に向けた取り組みを委託するものです。</p> <p>事業内容は、介護事業所での雇用改善の取り組み状況の調査、介護事業者間の地域ネットワークの構築、交流会の開催といった事業により、介護職場における雇用改善を目指すものとなっています。こちらについても、入札参加業者の事務遂行能力等を判定するため、総合評価落札方式による調達を実施しました。</p> <p>予定価格は、本省が示す積算内訳をもとに、当局の対象事業場数にもとづく数量を適用させ、算出された額を予定価格としました。なお、算出した予定価格が1千万を越えたので、低入札価格調査基準額を設定しました。</p> <p>調達内容が事業の委託でありましたので、資格の種類に</p>

	<p>については「役務の提供等」としました。また、予定価格に該当する等級は「C」となるため、当該等級を参加資格としました。なお、より多くの応札者を募るため、上位及び下位等級の「B」と「D」を参加資格として加えました。</p> <p>応札状況については、入札参加業者は3者であり、技術点評価において不合格者は出ませんでした。また、入札金額も全事業者が予定価格の範囲内でありましたので、各事業者の価格点を計算し、その価格点と先の技術点とを合計した総合評価点を比較し、いちばん高得点となった事業者を落札業者としました。</p> <p>なお、当該落札業者の入札額が低入札価格調査基準額に抵触したため、低入札価格調査を実施し、本件事業遂行に支障がないものと判断したため、落札業者と契約を締結しました。</p>
総合評価はどういった案件で採用するのですか。	本省が事業内容を示す事業の委託については総合評価落札方式を採用していますが、日常清掃・配送等については総合評価落札方式を採用していません。
技術点の高低差要因はどこで出るのですか。	<p>各評価委員が、本省から示されている評価項目について、事業内容に関わる提案書等を見ながら評価していきます。</p> <p>技術面だけでなく、労働局で推進していますワークライフバランスなどの取り組みをしている、例えば、えるぼし認定を受けているといったことは加点の対象となります。</p>
評価委員はどのような構成になっているのでしょうか。	内部の職員及び外部の有識者の最低3名からの構成となっています。
このような案件は特殊な業務内容なので、一般競争入札でなく、随意契約でもよいのではないのでしょうか。	調達の基本方針は、競争を許さない事業以外は原則一般競争入札となっています。本案件においても複数の業者が応札に参加していますし、業者間で切磋琢磨することにより能力のある業者を募ることができることになると思います。
落札するたびにその業者の技術点が高くなり、いわば経験による基礎点が高くなるので、同一業者がより落札しやすくなっていませんか。	<p>その事業内容ごとの提案書に基づいて評価していますので、そのような基礎点は生じないかと思えます。</p> <p>また、技術面以外の加算点もありますので、問題はないものと考えています。</p>